

令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する 調査検討業務

改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集

2024年3月

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ

本資料の構成（改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集）

はじめに

令和2（2020）年4月から施行された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正浄化槽法」という。）により、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の向上を目的として、浄化槽整備促進に向けた施策ツールが法的に位置付けられた。具体的には、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽台帳整備や協議会の設立等が法的に位置付けられ、その活用の促進が求められている。上記施策の中でも特定既存単独処理浄化槽に対する措置に当たって参考となる考え方として、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（以下「指針」という。）が発出され、措置の促進が期待される。

一部の都道府県では、上記施策を浄化槽整備促進に向けて有効に活用している。一方で、上記施策の活用が不十分な都道府県の浄化槽政策担当者から意見を聴取し、経験不足・ノウハウ不足が施策活用の制約要因となっていることが判明した。

そこで、本事例集では、制約要因の除外を目的とし、上記施策を浄化槽整備促進に向けて有効に活用できるよう、先行事例を整理した。

本資料の構成

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理
2. 浄化槽台帳整備事例の整理
3. 協議会整備事例の整理

はじめに

事例の一覧（改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集）

● 制度別に、整理した事例を下表に記載した。

制度	都道府県名	事例の特徴	該当ページ
特定既存単独処理浄化槽に対する措置	(1) 山梨県	令和3（2021）年度・令和4（2022）年度では3基ずつ判定。事務処理フローを策定の上、指定検査機関が調査票の余白に特定既存単独処理浄化槽の可能性を判定している。	P.5
	(2) 長野県	令和3（2021）年度に1基を判定し、令和4（2022）年度まで継続指導。法定検査で不適正と判定された浄化槽に対して指導する中で、指針により特定既存単独処理浄化槽と判定される場合に規定を活用して指導等を行っている。	P.8
	(3) 鳥取県	令和4（2022）年度末時点では実績はないが、有効に他制度を活用しつつ、実施に向けてフローを策定し、判定を試行している。	P.9
	(4) 鹿児島県	令和3（2021）年度・令和4（2022）年度では200基以上を判定している。本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。また、指定検査機関からの報告には現況写真が貼付されている。	P.12
浄化槽台帳整備	(1) 群馬県	浄化槽台帳に記録する情報は、台帳に適合したフォーマットを用いて、指定検査機関経由で保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。	P.16
	(2) 岐阜県	クライアントサービシステムを導入している。台帳は、悪臭・排水等の苦情を受けた浄化槽への指導や、法定検査未受検や無届の浄化槽への指導に活用している。	P.18
	(3) 鳥取県	保守点検・清掃事業者から直接情報を収集している。収集情報は、浄化槽コードを含めたExcelを作成し様式を統一した。令和6（2024）年度以降、保守点検・清掃の実施時に、事業者がその場で結果を報告できるアプリケーションの追加を検討する予定。	P.19
	(4) 徳島県	指定検査機関が二次元バーコードを貼り付け、保守点検事業者や清掃事業者が二次元コードをスマートフォンで読み取り、台帳に情報を連携できるような仕組みを構築している。	P.20
	(5) 福岡県	浄化槽台帳システムを開発し、県庁・出先の6保健所で閲覧・入力が可能にすることで、苦情対応の際に過去の法定検査結果・保守点検事業者等を即座に把握することを可能としている。	P.22
	(6) 鹿児島県	浄化槽情報共有システムを運用している。同一の浄化槽について、行政側の台帳のIDと事業者が管理しているIDとの一致率は90%程度になっている。	P.24
協議会	(1) 山梨県	令和2（2020）年度に協議会を組成し、浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催している。	P.27
	(2) 鳥取県	浄化槽法改正を契機に、法定検査受検率向上を目的として協議会を組成し、受検率向上・浄化槽台帳整備・特定既存単独処理浄化槽の判定について議論し、フロー等を策定している。	P.28
	(3) 徳島県	各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に令和2（2020）年度に組成し、年2回実施。市町村には、自身が抱える課題等について積極的に提示するように求めている。	P.31
	(4) 福岡県	浄化槽台帳整備を主目的として、令和2（2020）年度に組成し、令和5（2023）年度からは設置目的を改正し、浄化槽台帳の活用等について協議することとしている。	P.32

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

● 項目別に、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事例を整理した。（取組事例はP.5-14に記載）

- 各年度の指導普及調査では、浄化槽法第11条検査で不適正とされた浄化槽のうち、不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は6,000基程度報告されており、同数程度の特定既存単独が存在するものと推測される。一方で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置件数は全国で3都道府県、200件程度の報告にとどまり、判定の対象となっていない特定既存単独処理浄化槽があることが懸念される。
- 判定を実施している自治体は少ないため、判定を実施している・判定に向けて取り組んでいる都道府県を対象に、判定に関する工夫点を事例として整理する。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1) 山梨県	(2) 長野県	(3) 鳥取県	(4) 鹿児島県
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	判定フロー・事務処理フローの策定	○	○	○	○
	判定項目の工夫	○	○	○	○
	法定検査未受検の浄化槽への対応	○	○	○	
	判定を維持するための工夫				○
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	判定後の浄化槽の状況把握方法	○			○
	判定による効果	○	○		○
他制度の活用状況	他制度の活用状況	○		○	○

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(1) 山梨県の事例 1/3

● 山梨県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 県で事務処理方針を策定しており、浄化槽協会・浄化槽管理者・行政の各主体の行動プロセスを整理した事務処理フローを記載している。【図：P.7】 ● 指定検査機関が11条検査等により特定既存単独処理浄化槽の可能性のあることを出先機関に報告する。その結果を基に、出先機関の職員が、該当する浄化槽管理者に電話等により確認している。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法定検査判定ガイドラインの合併処理浄化槽・維持管理を除いた重要度の高い項目で判断している。 ● 基本的に、漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独処理浄化槽の可能性ありと判断している。 ● 指定検査機関が調査票の余白に特定既存単独処理浄化槽の可能性のあることを記入している。新たに列を設けて確認・記入しているわけではない。 ● 現場での判断を重視しており、県で再度検証しているわけではない。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭に関する苦情は当県や出先機関で受けており、その都度確認している。 ● 法定協議会においても、保守点検業者から、特定既存単独処理浄化槽に該当する浄化槽がないか確認している。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

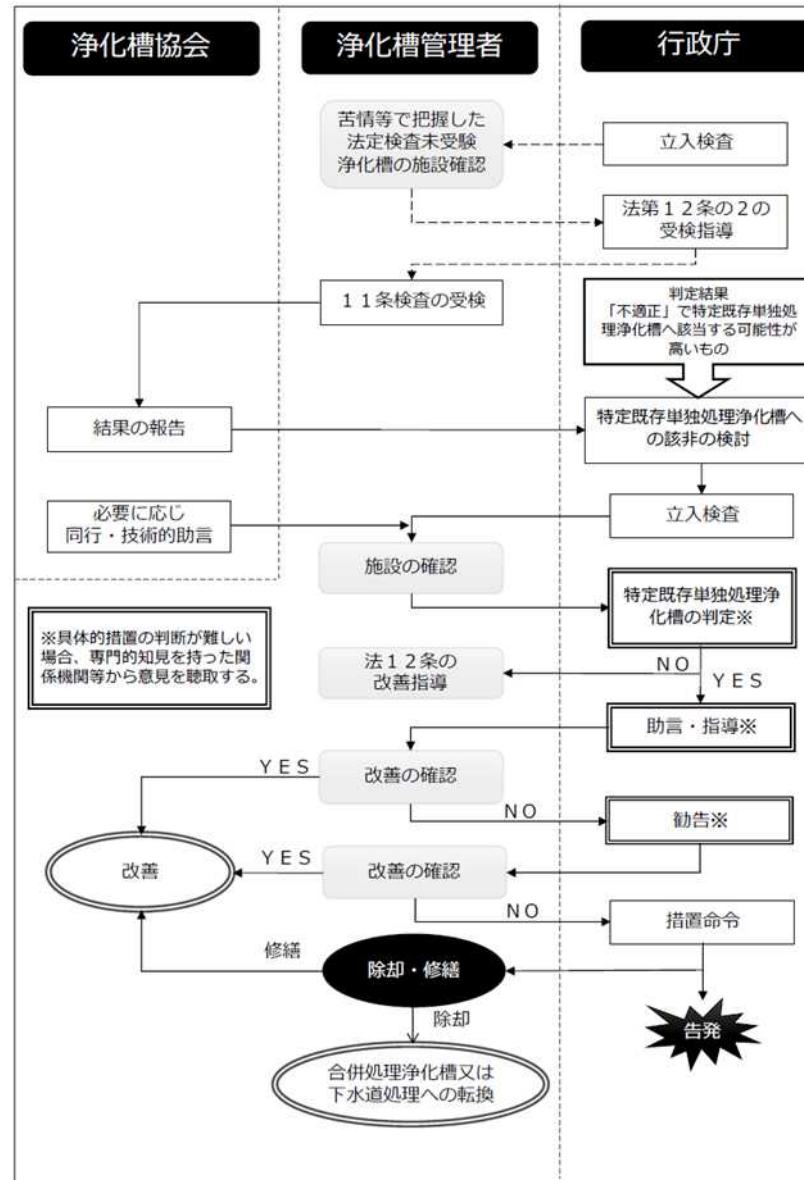
(1) 山梨県の事例 2/3

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定後の浄化槽の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽管理者が下水道への接続・廃止・単独転換のいずれかを行ったかを確認している。なお、いくつかの浄化槽は、現在も依頼を続けている。
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4（2022）年度では、文書通知や訪問をして、2件は状態を改善させて復旧し、残り1件は使用を休止させた。 ● 令和5（2023）年度では、既に電話による改善のお願いと文書の通知、電話による確認が1件ずつだった。
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査結果で特定既存単独の可能性ありに該当する浄化槽についての報告を受けた場合、浄化槽台帳で設置情報等の情報を確認している。 ● 法定協議会を組成しており、会員に、特定既存単独処理浄化槽の基数を報告している。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(1) 山梨県の事例 3/3

～ 策定した特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー～

**ポイント!**

県が各関係者(浄化槽協会、浄化槽管理者、行政庁)の事務処理の流れを図でわかりやすく整理

出所) 調査先自治体の提供資料

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(2) 長野県の事例 1 / 1

● 長野県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定フローを策定していない。 ● 特定既存単独処理浄化槽のみを特に抽出して指導してはならず、法定検査で不適正と判定された浄化槽に対して指導する中で、指針により特定既存単独処理浄化槽と判定される場合に規定を活用して指導等を行っている。 ● 令和5（2023）年度から、指定検査機関から行政へ送付される法定検査結果（Excelによるリスト）において、破損等により特定既存単独処理浄化槽に該当する可能性があるものに「単独難あり」として「 」をつけるとともに、該当支障部分の写真添付を始めた。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針に記載の項目のうち、外形的状况や性能状况の判定の「重要項目（浄化槽本体）」及び周辺環境への影響の判定の「悪臭等の発生状況」を重視している。 ● 指針に記載の全項目を判定に利用している。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 措置を講じた浄化槽に関しては、保守点検業者から保守点検記録の提供を受け、指導に活用した。 ● 措置を講じた浄化槽に関しては、法定検査の受検経過がなかったため、指定検査機関に情報提供を行ったほか、法定検査受検の際に立入を行い、改善指導を行った。
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定既存単独処理浄化槽だと判定した1基は、令和4（2022）年度中に合併転換が行われた。補助金を活用して施工されたことを確認した。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県的事例 1/3

● 鳥取県の取組は以下の通り。

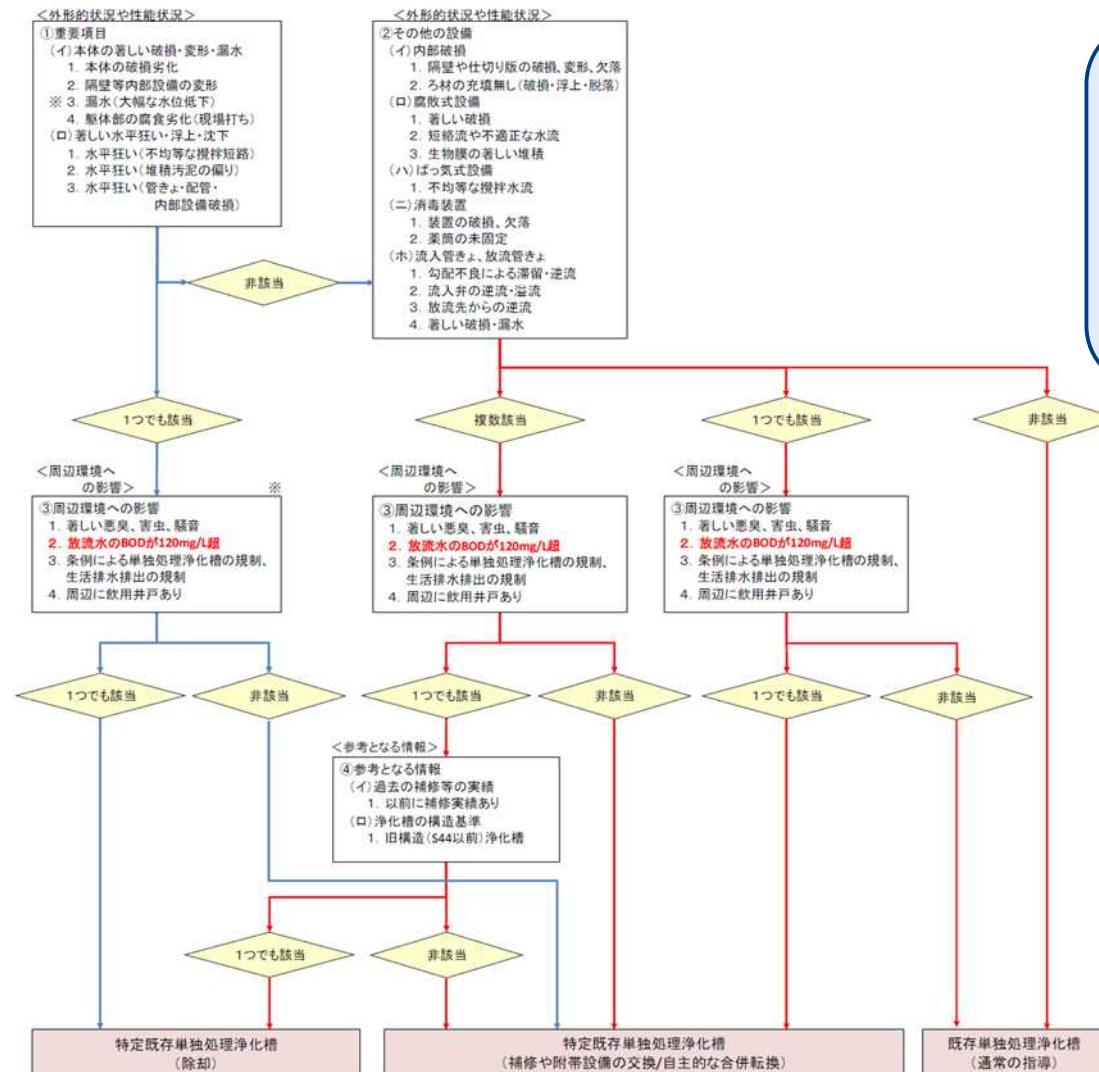
活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5（2023）年度では試行的に、判定手順の確認をしている。 ● 令和5（2023）年度に判定フロー・事務処理フローの協議、判定後の指導方法を検討している。現在、判定フロー案と判定に係る事務処理のフローを策定し、フローに従って実際に立入検査（東部・中部・西部の各地域で10基程度）を実施し試行的に判定しているところ。【図：P.10,11】 ● 今後、判定の事例を積み重ねていき、事例を基に行政で判定できる流れを作りたいことを意図している。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏水や破損が主要な判定項目である。 ● 法定検査で不適正とされた浄化槽のうち、保守点検・清掃が未実施のみによるもの以外の浄化槽及び法定検査未受検の浄化槽をスクリーニングし検査するように試行している。
法定検査未受検の浄化槽への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査未受検の浄化槽であっても、浄化槽台帳に記録されていれば、スクリーニングの対象となる。
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定協議会を組成しており、令和5（2023）年度に、特定既存単独処理浄化槽の判定に関する部会を設置している。フローの協議、判定後の指導方法等、実施に向けて協議を進めている。 ● 法定検査で不適正となった浄化槽、もしくは法定検査未受検の浄化槽を台帳記録からスクリーニングしている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県の事例 2/3

～ 策定した特定既存単独処理浄化槽の判定フロー～

特定既存単独処理浄化槽の判定フロー



※放流水の採水(BOD検査)が実施できないほど漏水している場合は、周辺環境への影響ありとして、特定既存単独処理浄化槽(除却)と判定する。

出所) 調査先自治体の提供資料

ポイント!

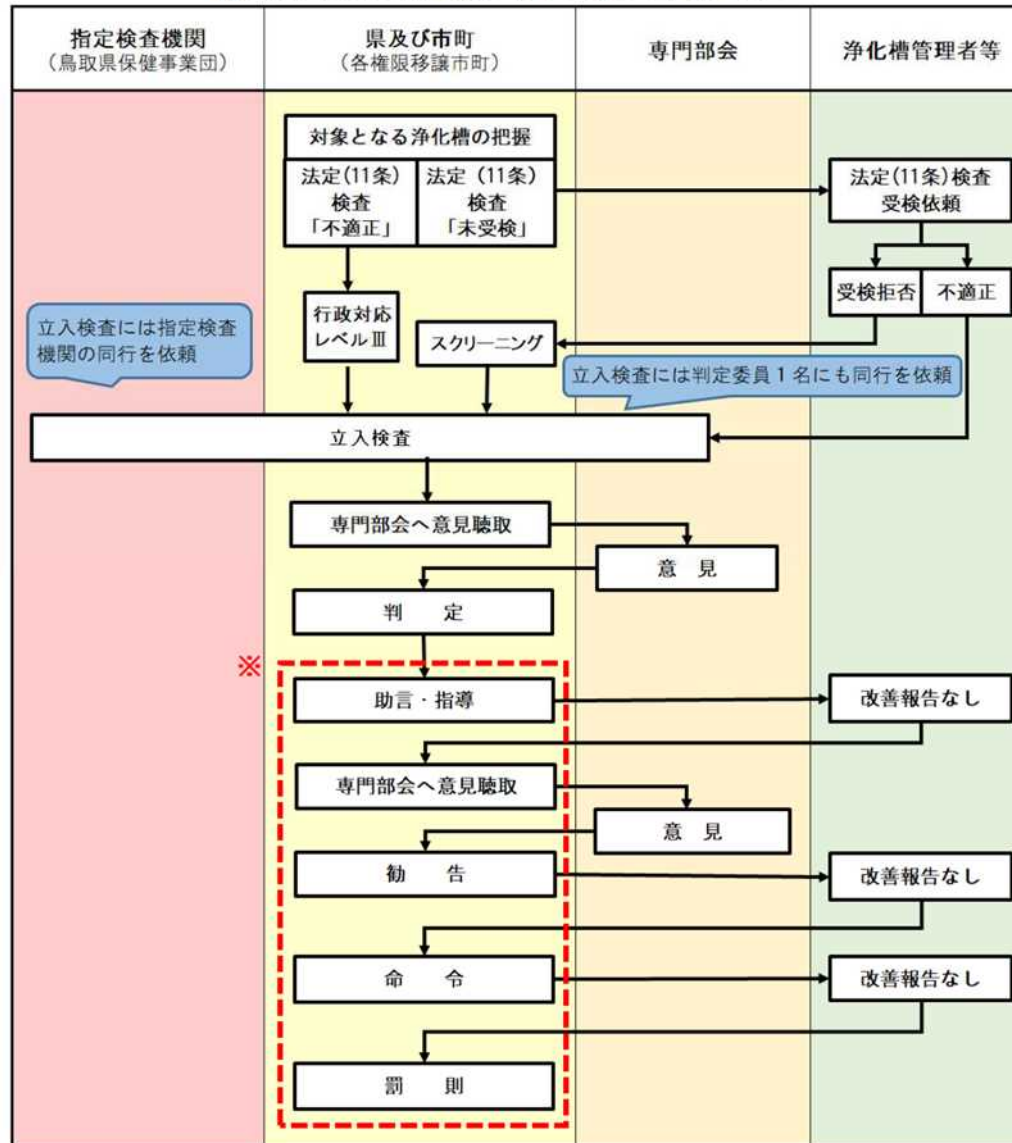
判定フローと事務処理フローを策定し、各地域で単独処理浄化槽10基程度に対して実際にフローに沿って実運用できるかを試行的に実施

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(3) 鳥取県の事例 3/3

～ 策定した特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー～

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー

**ポイント!**

判定フローと事務処理フローを策定し、各地域で単独処理浄化槽10基程度に対して実際にフローに沿って実運用できるかを試行的に実施

出所) 調査先自治体の提供資料

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 1/3

● 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定プロセス	
判定フロー・事務処理フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定フローを策定している。 ● 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」と異なり、複数の判定項目ではなく、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。 ● 指定検査機関の報告には、現況写真を貼付してもらっている。
判定項目の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査の項目で判定を実施しており、指針に記載のうち省略している項目はない。 ● 判定に際し、曖昧な基準を作らないようにしている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水質検査に関しては定期検査時にBODで判断するという項目を追加している。どの検査員でも画一的に判定できるように、水質基準に透視度ではなくBODを採用している。 ➢ 全ばっ気式にDOが著しく高くなっていること等の項目も追加している。 ➢ 「漏水」については、通常の使用状態であり、槽内の水位低下が確認され、汚水が地下へ浸透していることが明らかと判断した場合「漏水」と判定している。
判定を維持するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査員が特定既存単独処理浄化槽に該当するか判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に1回実施されている検査結果検討会にて、まとめて判断していると聞いている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 2/3

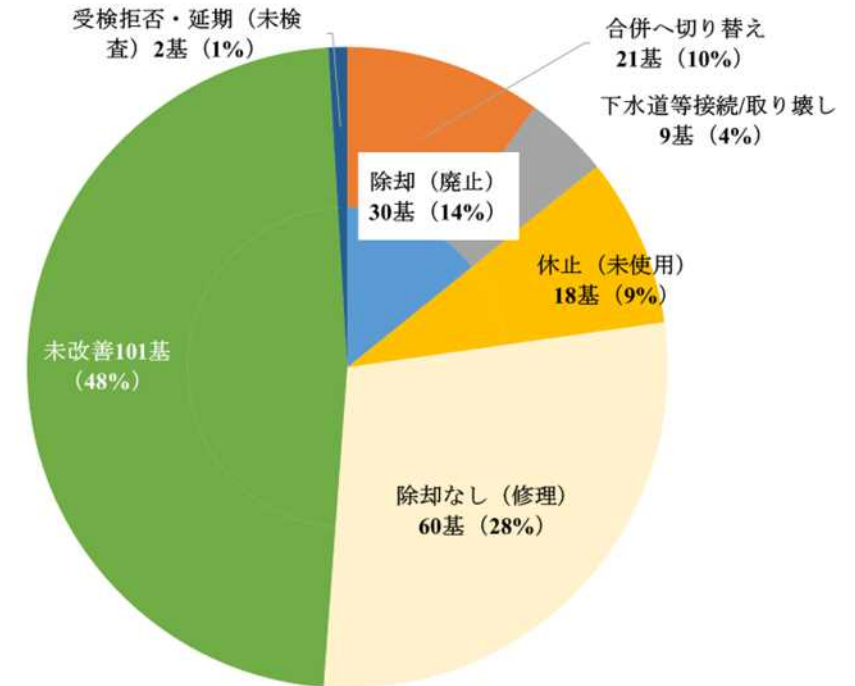
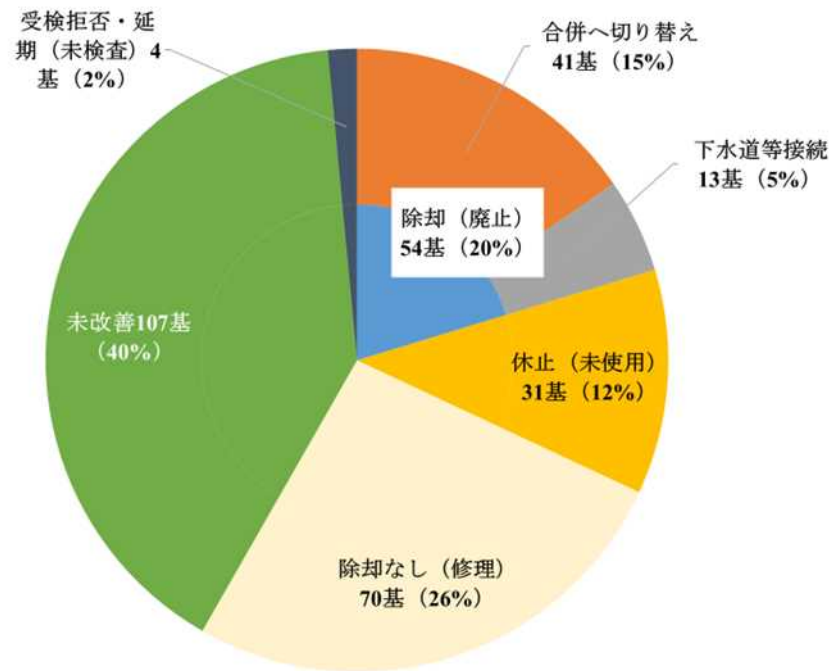
- 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
特定既存単独処理浄化槽の判定による効果	
判定後の浄化槽の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県は、未改善の解消のために、特定既存単独判定の後に、浄化槽管理者に対して指導文書の発出と改善報告書の提出を求めている。未改善のまま特定既存単独の判定が続くものについては、判定がなされる度に指導文書を発出している。
判定による効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県では、特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽のうち、除却・修繕・休止のいずれかの形で改善される浄化槽は52-60%程度であった。また、改善がなされた浄化槽のうち、除却されたものは14-20%であった。【図：P.14】
他制度の活用状況	
他制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期検査時に判定しているため、保守点検記録票・清掃記録票などもあくまで定期検査時の確認対象として見ている状況と推測される。 ● 特定既存単独の判定には、保守点検・清掃情報は使用していない。 ● 検査機関は協会と同法人でもあり、意見等は協会に集約されて都道府県に提示されているため、協議会を組成していないが情報連携をしている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置事例の整理

(4) 鹿児島県の事例 3/3

～ 鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽判定後の改善状況～



令和2（2020）年度判定後の改善状況

令和3（2021）年度判定後の改善状況

出所）調査先自治体の提供資料を基にエム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社作成

ポイント！

特定既存単独処理浄化槽に判定することで、

いずれかの形（除却・修繕・休止）で改善される浄化槽は50～60%程度。そのうち、除却は20%程度。

判定後も改善が見られないのは、40～50%程度

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

浄化槽台帳整備事例の整理

● 項目別に、浄化槽台帳整備の事例を整理した。（取組事例はP.16-25に記載）

- 現状、浄化槽法に浄化槽台帳で管理することが定められた「設置届」、「使用開始届」、「廃止届」、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」、「休止届」の各項目のうち、過半数の都道府県が整備できていなかったのは「保守点検」、「清掃」の各項目のみであった。また、「保守点検」、「清掃」の各項目を整備できている都道府県のうちほとんどは、上記の7つの項目を整備できていた。以上のことから、浄化槽台帳整備に当たり、「保守点検」、「清掃」の各項目の整備がネックとなっている。今回は、浄化槽台帳の項目を網羅的に管理している都道府県を対象に、「保守点検」「清掃」の情報収集方法が確立された自治体の取組を整理する。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1)群馬県	(2)岐阜県	(3)鳥取県	(4)徳島県	(5)福岡県	(6)鹿児島県
浄化槽台帳 の整備	保守点検・清掃情報の収集	○	○	○	○	○	○
	台帳システム面の工夫	○	○	○	○	○	○
	紙媒体で収集した情報の処理方法	○	○	○			○
	情報収集の電子化推進の取組			○	○	○	
	情報収集フォーマットの整理	○					○
	その他		○	○			
浄化槽台帳 の精査	他部署等と連携した精査	○				○	
	地図情報等を利用した精査				○	○	
浄化槽台帳 の活用	活用目的・活用用途	○	○	○		○	○
	行政・法定検査機関等の事業者が 受けるメリット	○				○	○
	個人情報保護法への対応		○	○		○	

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(1) 群馬県の事例 1/2

● 群馬県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関経由で、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報を収集している。 ● 設置届の届出がある浄化槽の情報が浄化槽台帳に記録されている。さらに、法定検査を実施している場合はその検査結果が記録されている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内のPCに限定して閲覧できる、スタンドアロンの浄化槽台帳システムを構築している。 ● 指定検査機関から月1回電子メールによりデータの提供を受け、浄化槽台帳を毎月更新している。 ● 指定検査機関に浄化槽台帳の管理を委託している。県の委託した台帳とは別に、検査機関は別のデータを持っている。 ● 県内に出先機関が5か所あり、事務所の管轄範囲内の最新データをそれぞれの事務所で把握している。県と出先機関のシステムは同期できず、指定検査機関から対応する個別のデータを提供されることで最新の情報を県も把握している。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関で専用のシステムを使用し、紙媒体の情報を取り込んでいる。
情報収集フォーマットの整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳に適合したフォーマットで指定検査機関が情報を収集している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(1) 群馬県の事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の精査	
他部署と連携した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃の項目では連携していないが、下水道部局には、市町村ごとの浄化槽設置状況・下水接続の有無を調査してもらっており、浄化槽台帳と突合して差異がないかを確認している。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 普及状況調査の市町村回答作成のために、市町村から希望があれば台帳データを提供している。 ● 単独処理浄化槽・無届浄化槽の把握に利用する。地域の事務所に提供された情報から、実際に登録されているかを照合する。 ● 毎年5～6月に、指定検査機関が各保守点検業者の法定検査受検率データを作成する。法定検査受検率が低い業者に対し、個別に受検率向上の要請を行う。法定検査受検の有無にかかわらず、保守点検業者ごとの法定検査受検率のデータは受領している。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が把握している空き家情報を指定検査機関に提供することで、指定検査機関は台帳の精査が可能となる。 ● 事業者から顧客情報（法定検査結果）を提供してほしいというニーズがあることは把握している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(2) 岐阜県の事例 1/1

● 岐阜県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関から月に1回、法定検査結果と合わせて保守点検・清掃情報を、台帳システムに取込可能な形式で提供を受けている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● クライアントサーバシステムを導入している。システムには県担当者（県庁、現地機関）がアクセスできる。 ● 現地機関の事務所に勤めている担当職員と同じ情報が閲覧できる。 ● 令和5（2023）年度に、環境省版浄化槽台帳の項目に合わせて、QGISシステム上に保守点検事業者の登録状況を管理できるように機能を追加した。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の届出情報をフォームに入力し、電子化している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の浄化槽17万基を全て現地調査することはできないが、立入で情報が得られたものについては浄化槽台帳を更新している。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭・排水等の苦情に対して、情報を迅速に確認し、現地指導に対応するために利用している。 ● 指定検査機関からの無届浄化槽の問合せを受けて、情報を確認し、指導に対応するために利用している。 ● 法定検査未受検者への指導に活用している。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜県と指定検査機関の間で、「浄化槽法定検査実施要領」を定めて、個人情報の取り扱いを規定し、設置届・法定検査結果等の情報を共有することを明記している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(3) 鳥取県的事例 1 / 1

● 鳥取県の取組は以下の通り。

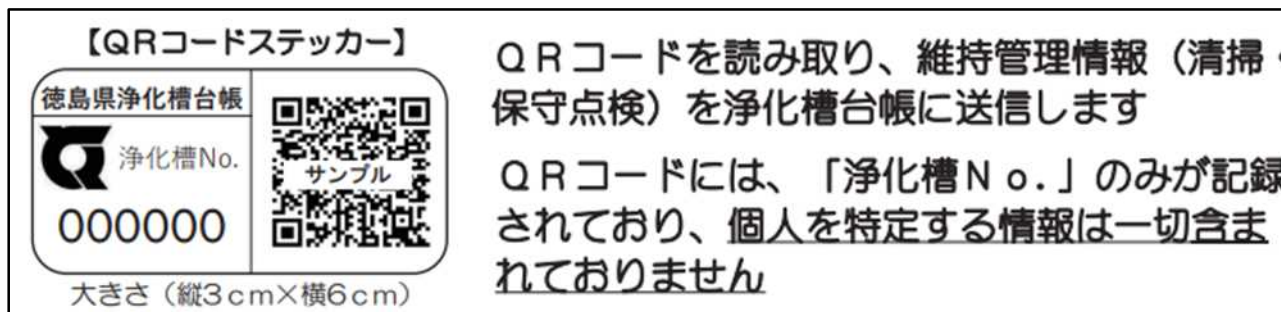
活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度始めに、保守点検・清掃事業者に昨年度の実績報告の提出を依頼し、翌年度その年の5月末を提出期限として収集している。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 権限移譲市町と県の出先機関が台帳情報の入力を行っており、本庁で台帳が確認できる。 ● 県は、出先機関がいつ台帳に入力しているかは把握しておらず、直接確認する必要がある。入力のタイミングは統一が必要と考えている。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽コードを含めたExcelを作成し様式を統一した。コードの統一に対応できない事業者の数は少なかったため、個別に対応した（保健所設置市である鳥取市の管轄内での事象で、鳥取市が事業者の代わりに必要な情報をシステムに記入している）。
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5（2023）年度の実績報告は、Excelでの対応が難しい場合に紙での報告も認めているが、令和6（2024）年度の実績報告からは全事業者にExcelで提出を求める予定である。 ● 令和6（2024）年度以降、システムに保守点検・清掃業者が保守点検及び清掃を実施時にその場で結果を報告できるアプリケーションの追加を検討している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃業を兼業している保守点検事業者が多いため、浄化槽協会を介して周知すればほとんどの関係事業者に情報共有はできる。 ● 近年、一部の地区で浄化槽協会から退会する事業者が増えているため、協議会とは別に地区別に情報共有の場を設ける必要性を感じている。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃結果の入力アプリケーションを追加後、助言や指導を行う際に、関係者が容易に確認できるようになる予定。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の目的内利用として浄化槽コードを提供可能とみなしている。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(4) 徳島県の事例 1/2

● 徳島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (1/2)	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査未受検の管理者や、連絡が取れない管理者を都度戸別訪問する等の取組を継続することで、浄化槽台帳の精度向上に取り組んでいる。 ● 指定検査機関が、二次元コードを貼り付け、貼り付けられた二次元コードを保守点検事業者、清掃事業者がスマートフォンで読み取ることで、保守点検・清掃の実施事業者及び実施日の情報が台帳と連携できるような仕組みを検討している。【図：下図】 ● 清掃業者・保守点検業者には、法定検査未受検者に対する二次元コード貼り付けの趣旨説明を依頼する予定。 ● 二次元コードには、識別番号のみが記録されており、個人を識別する情報は含まれていない。



【図】二次元コードによる浄化槽管理に関する周知情報

ポイント!

保守点検業者・清掃事業者がスマートフォンから二次元コードを読み取れるように浄化槽に貼り付け可能なステッカーを作成

出所) 調査先自治体HP「<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/908488.pdf>」
(2024年3月1日閲覧)

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(4) 徳島県の実例 2/2

● 徳島県の実組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (2/2)	
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽に貼り付けられた二次元コードは、専用のアプリケーションで読み取る必要がある。 ● 二次元コードから個人情報にアクセスできないように保護策を講じている。
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次元コードを貼り付けられた浄化槽からは、専用のアプリケーションで読み取ることで、浄化槽台帳に保守点検・清掃の実施事業者及び実施日の情報が提供される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関は情報収集手法として二次元コードを用いるか否かを県と共同で検討する立場であり、その実施については、協議会に諮っている。
浄化槽台帳の精査	
地図情報等を利用した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と指定検査機関で「共同利用に関する協定」を締結し、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度に悉皆調査を実施した。 ● 悉皆調査は住宅地図を基に、浄化槽の設置・維持管理情報が全くない住宅・建物を把握した。悉皆調査は業者に委託発注した。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(5) 福岡県の事例 1/2

● 福岡県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (1/2)	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査から情報を抽出して回答している。 ● 現在、保守点検・清掃業者からの情報の収集方法を以下のように検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和5（2023）年度、保守点検事業者を対象に、各事業者が管理する情報を浄化槽ごとに報告してもらうことで、県側で保有している浄化槽ID・浄化槽の情報と事業者の管理する情報の紐づけを行う予定。保守点検業・清掃事業を兼業している事業者が多く、保守点検情報及び清掃情報を集約できる。 ➢ 浄化槽台帳の各事業者が管理する浄化槽の切り分けや事業者向けの調査・問合せ対応等を調査会社へ委託する予定。 ➢ 法定検査受検済みの浄化槽の保守点検・清掃情報を収集する予定。 ➢ 令和6（2024）年度以降、年1回の頻度で、浄化槽ID単位で保守点検の情報提供を受ける予定。 ➢ 法定検査未受検の浄化槽管理者に対しては、受検催促や保健所職員による戸別訪問を予定。 ➢ 事業者は、浄化槽台帳整備により事業拡大（法定検査受検勧奨・保守点検清掃の実施勧奨）が可能となり、経済的なメリットがあると認識している。事業者から、整備によりメリットが実現する動きに繋げていきたいという意向を聞いている。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 県で管理する浄化槽台帳システムを新規に開発し、令和5（2023）年4月に導入した。 ● 浄化槽台帳システムは、県庁・出先の6保健所で閲覧・入力が可能であり、即時情報が連携される。 ● 浄化槽台帳システムは、県庁ネットワークのIPアドレスに限り確認できる。現状では閲覧不可能だが、今後市町村も閲覧できるよう開発している。 ● 浄化槽台帳システムは、紙やExcelで管理していた従来の台帳に比べて、情報の閲覧性が高い。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(5) 福岡県の事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備 (2/2)	
情報収集の電子化推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでに保健所で入力・電子化していた情報、指定検査機関保有のシステムで管理していた情報を統合し、新たに情報収集はしていない。 ● 県の浄化槽法施行細則の中で、年1回の保守点検・清掃の情報提供を定めていたが、今後（令和6（2024）年度以降の情報収集）は電子で提供を依頼することを周知し理解いただいている。令和2（2020）年度から議論を重ね、細則に基づく報告との二重対応等にはならないように整理することや事業者から提供された情報を活用して行政が管理者に対する指導を行うことなど、民間側とも議論を重ねて理解を得ながら円滑に情報収集が進む仕組みにしてきた。
浄化槽台帳の精査	
他部署と連携した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道接続済みの浄化槽の廃止・消し込みをしている。 ● 法定検査受検促進事業において使用状況等が不明であった2,500件について、市町村下水道部局及び清掃業者へ状況確認をしており、今年度は1,100件を対象に現地確認等を行っている。
地図情報を利用した精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 台帳システムの中で緯度・経度を利用しているため、設置情報の精緻化には役立つと考えている。
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政届出情報と法定検査の情報を連携させてデータベース化している。 ● 苦情・相談を受けた際に、情報を確認する。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳の活用によるメリットとして、保健所業務の中での悪臭苦情対応をする際に過去の法定検査結果等を直ちに閲覧できる。 ● 苦情が上がってきた浄化槽とその浄化槽に係る保守点検事業者が直ちに分かる。 ● 紙やExcelで管理していた従来の台帳に比べて、情報の閲覧性が高くなったため、苦情相談等を受けた浄化槽の情報を円滑に確認できるようになった。
個人情報保護法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃業者から情報提供を依頼されても、リスト形式で提供していない。ただし、個別の浄化槽に関して照会があった場合には、対象の浄化槽についてのみ情報を提供する。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(6) 鹿児島県の事例 1/2

● 鹿児島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の整備	
保守点検・清掃情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関と共同利用している鹿児島県の台帳システムに、保守点検・清掃業者が独自に保持している台帳システムから情報をアップロードすることで収集している。 ● 浄化槽法に規定されている項目について、改良が必要な箇所は2023年度に対応予定。
台帳システム面の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽情報共有システムを運用しているが、今後、保守点検業者など、鹿児島県のシステムにアクセスできる人間が増えてくると、セキュリティや個人情報の漏洩の問題が発生する懸念があるため、アクセスできる人数を制限するために紙の申請手続きを残している。建築の確認についてオンライン化の要望があるため、今後改良する要素はある。 ● 保守点検事業者が管理している浄化槽の顧客情報については、保守点検業者が管理契約を行っている顧客分のみ閲覧可能である。法定検査結果についても閲覧可となる。 ● 同一の浄化槽について、行政側の台帳のIDと事業者が管理しているIDとの一致率は90%程度になっている。法定検査・未受検訪問の際に、両者のIDが一致していることで協会が得られるメリットが大きいため、IDの紐づけは協会主導で行っている。
紙媒体で収集した情報の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の80社の保守点検事業者のうち5社は紙媒体で提出を受け、指定検査機関がシステムに手入力している。 ● 2週間に1回程度、保守点検・清掃情報を収集している。紙媒体の情報を入力する際に手間がかかっている。
情報収集フォーマットの整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子データは、保守点検業者の独自のフォーマットからCSVで出力し、指定検査機関が各社に対応のデータ変換プログラムを構築することで、県の台帳と連携している。

2. 浄化槽台帳整備事例の整理

(6) 鹿児島県の事例 2/2

活用方法	取組事例
浄化槽台帳の活用	
活用目的・活用用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽の設置基数・稼働状況・維持管理・検査受検の状況等の把握に活用。 ● 使用開始報告書、管理者報告書等を電子申請で導入している。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検業務と指定検査機関の業務について料金が二重取りされているのではないかと苦情に対して、迅速な対応が可能になる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保守点検のデータが管理されていることにより、実態をデータで確認することができるため、迅速に対応できる。 ➢ 指定検査機関と鹿児島県が統一した回答を行うことができ、業者からの信用が得られている。 ● 事務手続きの簡略化・浄化槽台帳の精緻化に効果があった。台帳により維持管理状況の閲覧も円滑に行え、検査の信頼性も向上した。

3. 協議会整備事例の整理

協議会整備事例の整理

● 項目別に、協議会整備の事例を整理した。（取組事例はP.27-32に記載）

- 改正浄化槽法で協議会が法定化されたことを受け、協議会が組成され、浄化槽の整備促進策の検討、適切な維持管理や法定検査受検率の向上に向けた検討等を進める事例が増えた。浄化槽法の改正が協議会組成の契機となった都道府県も存在した一方で、組成の方法に対する知見不足、活用方法に対する検討不足等を制約要因として、協議会を組成していない都道府県も多く存在する。
- そこで、改正浄化槽法が施行された令和2（2020）年度以降に協議会を組成し、浄化槽整備促進に向けて活用している都道府県を対象に、組成の方法や工夫、活用内容を整理した。
- 本章の事例となる各都道府県について、記載した項目を下表に「○」で示した。

大項目	細項目	(1)山梨県	(2)鳥取県	(3)徳島県	(4)福岡県
協議会の組成	組成した背景	○	○	○	○
	組成の方法、関係者の収集	○	○	○	○
	事務局の運営体制	○	○	○	○
協議会の活用	議題・開催頻度・会の構成	○	○	○	○
	行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット		○	○	

3. 協議会整備事例の整理

(1) 山梨県の事例 1/1

● 山梨県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年度に協議会を設置した。 ● 浄化槽の維持管理は改善していない状況が続いていた。行政機関だけでは改善を進めることが難しいため、協議会を組成した。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年12月に設置要綱を作成した。作成に当たっては、浄化槽法改正を受けたから動き始めて、2～3か月かけて関係団体に了解を取って設置要綱を作成した。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関・保守点検業者の代表・浄化槽清掃業者・浄化槽工事業者の代表、市町村の代表、保健所設置市、都道府県が参加している。事務局は、都道府県の浄化槽を担当する課が運営している。 ● 事務局が関係者に依頼文を送付して、招集している。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽の設置や浄化槽台帳の整備に関して議題がある度に開催してきた。 ● 令和2（2020）年度に2回、令和4（2022）年度に1回実施している。令和2（2020）年度は、事務処理方針及び浄化槽台帳システム、令和4（2022）年度は、法定検査受検率の向上について議論した。 ● 環境省の公表している取組事例集を用いて、効果の高い取組について会員間で議論した。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県の実例 1/3

● 鳥取県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法改正を契機に、法定検査受検率向上を目的として協議会を組成した。 ● 令和2（2020）年度に、半年ほどかけて、協議会の組成前に向けた準備会を組成して、関係者で検討を行った。具体的には、現状の共有と課題を整理した。例えば、台帳のシステム化の内容（管理項目、システムの種類）、協議会の要綱案等を検討した。 ● 協議会は、何かを決定するための場ではなく、意見聴取や協議をする場として位置付けており、協議会で議論した内容を自治体として最大限尊重する。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議1週間前を目途に、座長や浄化槽協会等と資料及び進行シナリオをすり合わせている。指摘点を修正した後、資料を事前に委員に配布している。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定検査機関や浄化槽協会からのテーマや資料の提供はいただけていない。 ● 会議中の市町の担当者からの発言は少ないため、協議会の会長や部会長から話を振ることで、意見の発信を促すようにしている。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県の実例 2/3

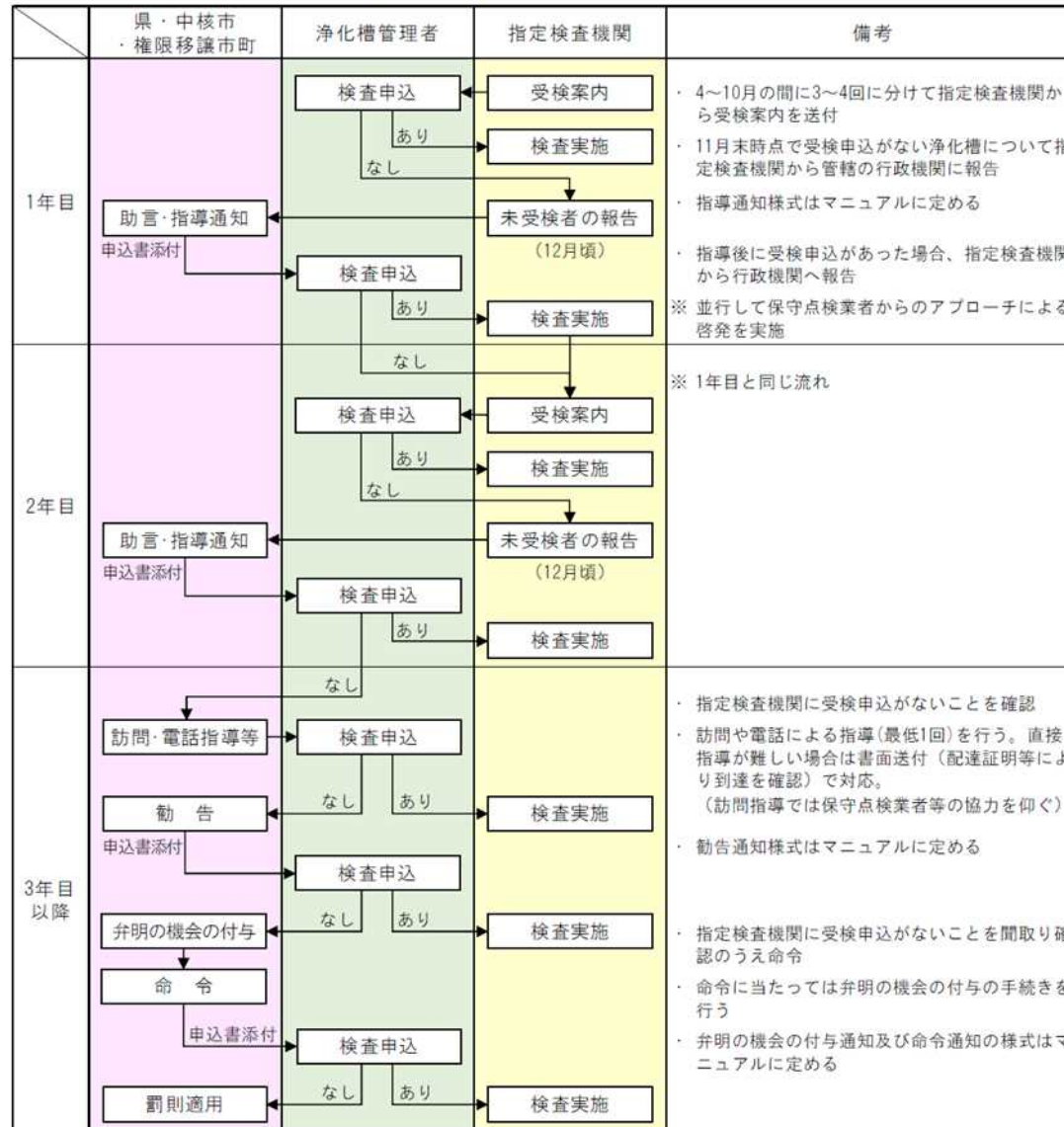
活用方法	取組事例
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 【開催頻度】 協議会の全体会は年に3回実施している。4～6月、9～10月、年度末に1回ずつ開催する。部会は、原則全体会の各会の際に1回ずつ開催。 ● 【令和4（2022）年度の会の構成・議題】 全体会のほかに、「浄化槽台帳に関する検討部会」、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」を設置した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「浄化槽台帳に関する検討部会」では、台帳管理項目、台帳システムの種類、台帳システムの閲覧範囲を議論した。 ➢ 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」では、保守点検業者（実施率8割程度）からのアプローチにより、法定検査実施率を向上させるため、以下の4つの取組を議論した。 台帳整備及び精度向上、浄化槽管理者への普及啓発、行政指導の強化（勧告・命令をどこまで強化するか）、浄化槽管理者への支援（一括契約に向けた協議、公共浄化槽導入の方針等） ● 【令和5（2023）年度の会の構成・議題】 「浄化槽台帳に関する検討部会」は休会し、「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」と「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「特定既存単独処理浄化槽の判定に関する専門部会」では、フローの協議、判定後の指導方法、実際に立入検査を実施し判定する会を実施。 ➢ 「保守点検・清掃・法定検査の実施率向上プロジェクト部会」では、保守点検時に法定検査未受検の浄化槽管理者に対する受検勧奨の対応フローを検討。浄化槽協会、鳥取県、鳥取市（保健所設置市）の3者で受検勧奨に関する協定を結び、令和6（2024）年度から取組を行う予定。また、令和6（2024）年2月に協議し、同年4月に「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正して、保守点検事業者の受検勧奨の取組を努力義務の最上級に位置付ける予定。【図：P30】 ● 【令和6（2024）年度の会の構成・議題】 「浄化槽台帳に関する検討部会」を再開し、全国浄化槽団体連合会のアプリケーションの導入を議論する。

3. 協議会整備事例の整理

(2) 鳥取県の事例 3/3

～鳥取県の策定した、法定検査未受検者への対応フロー案～

法定検査未受検者への対応フロー（案）

**ポイント!**

協議会において、関係者全員で
フローを検討
浄化槽協会、鳥取県、鳥取市の3
者で受検勧奨に関する協定を締
結し取組を推進

出所) 調査先自治体の提供資料

3. 協議会整備事例の整理

(3) 徳島県の実例 1/1

● 徳島県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体の情報連携により様々な課題解決に取り組むことを目的に組成した。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2（2020）年8月に設立した。 ● 県、市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、メーカーで構成している。 ● 各団体に対して法的強制力がなくても、現状協力が得られているため、協議会を法定化していない。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局は県（3名）が担っており、県としては無理のない体制にできている。 ● 指定検査機関に資料作成の一部などを依頼し、協力を受けている。 ● 市町村それぞれが抱える課題等について積極的に提示するようにし、相互の意見交換を促している。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 組成当初は、各テーマ（維持管理の向上、浄化槽台帳の整備、浄化槽の普及・単独転換、公共浄化槽等整備推進事業、災害時の連携）に関する部会を設置し、部会ごとに検討状況を取りまとめ、年2回の会合で共有した。第3回協議会までは部会単位で議論を行ってから協議会を実施した。第4回協議会以降は関係者との事前のすり合わせを実施した後、協議会で議論している。 ● 財政事情や議会事情により、単独転換等の普及促進策に対応してもらえない市町村に対しては、全体会のほかに個別に打合せを行い、国庫補助事業の説明や取組状況の確認等を行っている。
行政・法定検査機関等の事業者が受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会を組成する以前は、県と事業者がコミュニケーションを取る機会ほとんどなかった。開始当初は協議会の意義について懐疑的な意見もあったが、組成により事業者と意思疎通が図れ、現状では互いの意見・要望をすり合わせられるようになった。 ● 協議会で関係者が一堂に会して議論することによって、情報や事例が横展開され、単独転換の促進に繋がる。例えば、単独転換の普及啓発策として有効な策（指定検査機関に委託し、法定検査をする際に該当する単独処理浄化槽の管理者に直接チラシを配布）を全市町村に取り組んでもらえるよう、今後協議会で議論する予定。

3. 協議会整備事例の整理

(4) 福岡県の事例 1 / 1

● 福岡県の取組は以下の通り。

活用方法	取組事例
協議会の組成	
組成した背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳整備を主目的として、令和2（2020）年度に設立した。 ● 名称は当初台帳協議会としていたが、今年度から台帳の名称を抜き、福岡県浄化槽協議会としている。
組成の方法、関係者の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員は5機関で、県、指定検査機関（2機関）、浄化槽市町村推進協議会、福岡県環境整備事業協同組合連合会である。
事務局の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 5機関から代表者を出し、委員長・事務局を県が担う。
協議会の活用	
議題・開催頻度・会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 会合を年2回開催している。 ● 保守点検・清掃情報の収集の際に、保守点検事業者の負担が小さくなる方法を議論している。令和5（2023）年9月に収集方法の方向性を整理したため、今後具体化するための議論を行う。